



金 沢 市 公 報

号外第 19 号

平成27年(2015年)7月6日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		
● 条 例			
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの 設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例 (長寿福祉課)	8
○金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条 例 (生涯学習課)	7	○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例 (歩ける環境推進課)	9
○金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例 (市民スポーツ課)	8	○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	9
		○金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	10

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第37号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。
第29条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第32条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第38条の10第2項中「第38条の6第1項」を「第38条の6又は第38条の6の2において
準用する第35条の5の2」に改める。

第117条の13第3項中「並びに法附則第32条の7及び第32条の8」を「又は法附則第33
条」に改める。

附則第4条の3第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第9条の2に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で
定める割合は、3分の2とする。

附則第37条を次のように改める。

第37条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

(1) 第29条の2第2項及び第32条の3の3第4項の改正規定並びに次条第1項の規定
平成28年1月1日

(2) 第18条第2項の改正規定並びに附則第4条の3第1項及び第37条の改正規定並びに
次条第2項及び附則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第29条の2第2項の
規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの
個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第18条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事
業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税につ
いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業
年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第9条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方
税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」とい
う。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8
第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28
年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課
した、又は課すべきであった改正前の附則第37条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下
この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従
前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2
項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税
率は、新条例第77条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第80条第1項から第4項までの規定の適
用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第80条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の施行規則（以下この条において「平成27年改正前の施行規則」という。）第48号の5様式
---------	--------------	--

第80条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の施行規則第48号の6様式
第80条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の施行規則第48号の9様式
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第74条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに、市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1号	第80条第1項若しくは第2項	金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第37号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第4条第5項
第12条第2号	第35条の7第1項の申告書	平成27年改正条例附則第4

	(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第80条第1項若しくは第2項の申告書、第116条第1項の申告書又は第117条の18第1項若しくは第4項の申告書でその提出期限	条第6項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定
第80条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第5項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第81条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第80条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の

税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	から	、第5項及び
第7項の表第12条第1号の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第12条第2号の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第80条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第80条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第82条の2第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第83条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から	、第5項及び
第7項の表第12条第1号の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第12条第2号の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第80条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第80条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第82条の2第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第83条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日

第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から	、第5項及び
第7項の表第12条第1号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第12条第2号の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第80条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第80条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第82条の2第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第83条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第1条 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)の一部を次のように改正する。
別表地区公民館の表金沢市戸板公民館の項を次のように改める。

金沢市戸板公民館	金沢市戸板1丁目2番地
----------	-------------

(金沢市児童館条例の一部改正)

第2条 金沢市児童館条例(昭和39年条例第47号)の一部を次のように改正する。
第3条の表に次のように加える。

金沢市立戸板児童館	金沢市戸板1丁目2番地
-----------	-------------

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正)

第3条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市戸板老人憩の家の項を次のように改める。

金沢市戸板老人憩の家	金沢市戸板1丁目2番地
------------	-------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例

(金沢市体育施設条例の一部改正)

第1条 金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市宮城西市民体育館の項を次のように改める。

金沢市宮城西市民体育館	金沢市木曳野1丁目3番地
-------------	--------------

(金沢市学校設置条例の一部改正)

第2条 金沢市学校設置条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表金沢市立木曳野小学校の項を次のように改める。

金沢市立木曳野小学校	金沢市木曳野1丁目1番地	
------------	--------------	--

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正)

第3条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市木曳野老人憩の家の項を次のように改める。

金沢市木曳野老人憩の家	金沢市木曳野4丁目284番地
-------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第239条」を「第218条第1項」に、「同じ。)又は」を「同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第48号)第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以

下同じ。)又は」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第227条」を「第204条第1項」に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第21条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1 金沢市宮円光寺バス停前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市宮若松バス停前自転車 駐車場	金沢市もりの里1丁目143番 地先	自転車 原動機付自転車
----------------------	----------------------	----------------

別表第2 金沢市宮円光寺バス停前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市宮若松バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
------------------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例(平成9年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項第9号イ」を「同号イ」に改め、同条第2項第9号イ中「第29条

第1項」を「第39条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「において適正に計量することができる」と認められる特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第435条第1号に規定する使用最大流量」を「の1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

平成27年(2015年)7月6日	印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)7月6日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄